

1. 件 名：新規制基準適合性審査に係るとりまとめ資料の提出（泊3号炉）
2. 日 時：令和5年10月31日 13時30分～13時35分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

平本安全審査専門職、田代審査チーム員

北海道電力株式会社：東京支社 技術グループ 担当者5名

5. 要 旨

- (1) 北海道電力株式会社から、泊発電所3号炉の新規制基準適合性に係る設置変更許可申請について、とりまとめ資料及び比較表等が提出された。
- (2) これに対し、原子力規制庁は、今後、提出資料について、引き続き確認することとした。

6. その他

提出資料：

- (1) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）
- (2) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）
- (3) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料
- (4) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価
- (5) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 補足説明資料
- (6) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料
- (7) 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について
- (8) 泊発電所3号炉 発電用原子炉の設置変更（3号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について
- (9) 泊発電所3号炉 発電用原子炉の設置変更（3号発電用原子炉施設の変更）に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条の2の4発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について
- (10) 泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について

- (11) 泊発電所3号炉 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
- (12) 泊発電所3号炉 1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めによる影響について
- (13) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表
- (14) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表
- (15) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表
- (16) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 比較表
- (17) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 補足説明資料 比較表
- (18) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表
- (19) 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表
- (20) 泊発電所3号炉 発電用原子炉の設置変更（3号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について 比較表
- (21) 泊発電所3号炉 発電用原子炉の設置変更（3号発電用原子炉施設の変更）に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条の2の4発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について 比較表
- (22) 泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表
- (23) 泊発電所3号炉 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書 比較表
- (24) 泊発電所3号炉 1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めによる影響について 比較表
- (25) 泊発電所3号炉 重大事故等対処設備系統概要図

以上